第1回吹田市市民公益活動センター指定管理者候補者選定委員会 案件に対する質問・意見等一覧及び回答

| 番号 | 質問・意見等 | 回 答 |
|----|--|---|
| 1 | | 前回の選定委員会は委員に吹田市(理事)を選任していましたが、全庁的に 審議会等の委員に市の職員は選任しないことになり、平成31年3月にセン ター条例施行規則を改正したことによるものです。 |
| | 資料61ページ(2) その他通信費等の項目の文章「なお、指定期間当初の公 共料金支払について、ア、イともに以下の通り取り扱うこと。」のア、イは どこを指すのですか? | |
| 3 | 一般的に押印廃止の流れがありますので、押印なしの方向を検討しても良い のではないかと思いました。 | 再度精査し、押印の必要のないものは押印を廃止します。 |